



2

被災ペット 救護施設の検討

(1) 自治体等による一時預かり先の検討

被災ペット救護施設では、様々な施設の利用が考えられます（表1）。自治体等による一時預かり先としては、まず、既存施設の利用を検討したうえで、さらに必要な場合には、新たな施設の設置を検討します。

表1 被災ペット救護施設の分類

区分	被災地域内の施設が活用できる場合	被災地域内の施設が活用できない場合
既存施設の活用	被災地域の自治体所有の施設	近隣地域の自治体が所有する施設
	被災地域の動物病院 ペットホテル等	近隣地域の動物病院 ペットホテル等
	被災地域の愛護団体等の施設 一時預かりボランティア	近隣地域の愛護団体等の施設 一時預かりボランティア
		広域支援で提供される施設
	その他（ペットと泊まれるホテル等）	
新たな被災ペット 救護施設の設置	既存施設内に設置（増設、新設）	
	新たな用地を確保して設置（新設）	

(2) 既存施設の活用

既存施設の活用には、以下のような施設の利用が考えられます。

- イ. 自治体が所有する既存施設（動物愛護センター等）の利用
- ロ. 事前協定に基づく現地獣医師会所属の動物病院や動物取扱業者（ペットホテル等）が所有する施設の利用
- ハ. 現地動物救護本部の活動に参加する組織や個人の一時預かりボランティアによる対応
- 二. 広域支援により提供される近接した自治体の施設や、事前協定に基づく被災地外の獣医師会所属の動物病院に一時保護の協力を要請
- ホ. その他、被災ペットの保護収容が可能な施設の利用

以下は、これまでの災害で、既存施設が活用された主な事例です（表2）。

表2 大規模災害における主な既存施設活用の事例

年	災害名	状況
2011年	東日本大震災 (仙台市)	仙台市動物管理センターを活用し、平時に連携して活動していた動物愛護団体がマンパワーとなって、被災ペットの一時保護を実施した。
	東日本大震災 (岩手県)	民間の動物愛護団体が所有する動物保護施設で一時保護を実施した。
	東日本大震災 (東京都)	緊急災害時動物救援本部（現（一財）ペット災害対策推進協会）が募集し登録された個人の一時預かりボランティアが、自宅で一時預かりを実施した。また、（公社）東京都獣医師会の会員病院が、避難者からの一時預かりや、警戒区域内で保護された放浪ペットの一時預かりを実施した。
2016年	熊本地震 (熊本市)	災害時の協力協定により熊本市獣医師会所属の動物病院を一時保護施設とし、被災ペットの保護と治療を実施した。
2018年	北海道胆振東部地震 (北海道)	地元の民間ペットホテルが中心となり、一時預かりを実施した。この施設は、その後で設置されたペット救護対策協議会（獣医師会、北海道庁等による）の協力施設となり、預かり中の動物を含めた全てのペットに対し獣医師が健康チェックを実施した。

既存施設を活用することで、速やかな対応が可能となり、被害の全容が把握できるまでの間にも応急的な対策を取れることがメリットとなります。一方、熊本地震のように、被災ペットの保護収容期間が長期化した場合は、後に被災ペット救護施設を新設した事例があります。

なお、既存施設を活用する場合でもランニングコストは必要となるため、寄附金を充当する場合の条件などを事前の検討事項に加えておく必要があります。

コラム

一時預かり頭数が既存施設の収容規模を超えないようにするには

放浪ペットの保護や飼い主からの依頼によるペットの一時預かりは、基本的には既存の施設を利用することが合理的です。

放浪ペットの保護対象となる地域や期間を整理し、飼い主自身が飼養管理できる環境を整えることで、一時預かりが必要な被災ペットの数が少なくなれば、必要となる被災ペット救護施設の設置規模も縮小され、既存の施設を用いた保護収容が可能となります。

(3) 新たな被災ペット救護施設の設置

保護や一時預かりの被災ペット数が既存施設の収容力を超える場合や、既存施設が被災し、ペットの保管が困難と判断された場合には、新設の検討を開始します。

被災ペット救護施設の新設では、「早急な設置と運営を目指すこと」と「収容動物のストレスを軽減できる飼養環境の整備」とのバランスが重要になります。

原則として、寄附金などの限られた資金による活動となることから、確保が見込まれる資金の中で、施設の整備に係る費用、ランニングコスト、想定される設置期間などを考慮し、どのような施設が適切かを検討します。

① 施設のタイプについて

被災ペット救護施設での動物収容施設には、テントやビニールハウス等の簡便なものや、プレハブ、ユニットハウスなどの比較的堅牢な建物があります。

それぞれの特徴を以下に示します。

■テントや農業用ビニールハウス

利 点	短期間で設置が可能
	資材の確保が容易
	コストが安い
欠 点	中期～長期的な利用は困難
	多数の動物の収容には適さない
	温度・湿度の管理が困難
	強風や大雨、台風などに対応していない
	逸走対策、盗難対策が困難
	感染症対策（洗浄消毒・隔離等）が困難

■プレハブやユニットハウス

利 点	中期～長期的に利用できる
	多数の動物が収容できる（2階建ての使用も可能）
	温度・湿度管理が容易
	逸走対策・盗難対策が可能
	感染症対策（洗浄消毒・隔離等）が可能
欠 点	長期間使用する場合には基礎工事が必要となり、設置までに時間がかかる
	設置にかかる手続きが多い
	災害の状況によっては建築資材の確保が困難
	設置コストが高額

緊急を要する場合には、まずテントやビニールハウスを設置して対応し、同時進行で中期から長期の対応ができる設備を手配することも考えられます。また床面積10m²以内の小型のユニットハウスは必要な条件^{*}に該当する場合は建築確認が不要となり、比較的短時間で設置できるため、既存施設に併設して、機能を補完する場合の有力な選択肢の一つになります。

ただし、災害の発生時には用地確保の交渉が困難になること、給排水設備や電力の供給がない空き地では、その後の飼養管理が困難になることにも留意が必要です。

最近では、各地で実施されている動物愛護センターの再整備やリニューアルに合わせ、敷地内のドッグランや駐車場等に給排水設備を用意したり、建物の軒を深くして犬を係留するフックを設置するなど、大規模災害発生時の被災ペットの保護に備えた工夫が行われる事例も増えています。

※ 建築基準法第6条2及び建築基準法第85条第2項を参照

建築基準法第6条2による条件は以下のとおり。

- ・防火地域及び準防火地域外であること
 - ・建築物を増築し、改築し、又は移転しようとする場合であること
 - ・増築、改築又は移転に係る部分の床面積の合計が10m²以内であること
- 具体的な判断については、所轄の担当部署に確認すること。

② 新たな被災ペット救護施設を設置する際の注意点

【場所の確保】

- ・被災ペット救護施設は迷惑施設として近隣住民から設置を反対されることも多く、発災後の混乱の中では、迅速な用地確保が困難なことが多い。
- ・近隣に人が住んでいない場所の場合は、交通アクセスの問題等から、ボランティアや飼い主が通いにくい場合がある。

【資材の確保】

- ・災害時は人への支援が優先されるため、プレハブやユニットハウス等の建築資材の入手が難しくなり、価格も高騰する事がある。

【人手の確保】

- ・インフラの復旧や家屋の修繕、仮設住宅等の建設が優先されるため、新たな施設を建設するための業者の確保が困難となることが多い。

【資金の確保】

- ・事前に準備ができていない限り、資金は寄附などに頼ることになるが、新たな施設を建設する場合は数百万円から数千万円の費用がかかるとともに、別途運営資金が必要になる。